

# 平成 26 年改正会社法

## —改正の経緯とポイント(規則対応補訂版)

野村修也 = 奥山健志 編著

2015 年 5 月発売 / 218 頁 / 本体 1800 円 + 税  
A5 判 / 並製



編集  
担当者  
から

平成 26 年の会社法改正については既に複数の書籍があり、有斐閣からも本書と似たタイトルの解説書がもう 1 冊、刊行されています(右頁)。両書は、執筆陣の違いにその特長があらわれています(確かに野村先生は両方の編者でいらっしゃいますが……)。

こちらは、森・濱田松本法律事務所において会社法関連案件について多数の実務経験を有する弁護士の先生に手によるものです。各節の導入として「改正のポイント」を端的に示す一方、本文の解説をうけて、では実際この改正によって意識すべき点が変わるとしたらそれはどこか、という点を「実務のポイント」としてまとめています。

会社法なんてただでさえ勉強することが多いのに、何が変わったのか? どうしてわざわざ変えたのか? とお悩みの読者の皆さんにも、実務で意識すべきポイントが明確に示されていることで、どのように会社法(および今回の改正)が機能しているかをよりイメージしやすい 1 冊となっています。(AO)

Point!

**P** 「改正のポイント」「実務のポイント」がすぐに分かる!

### 第 5 節 多重代表訴訟制度の新設等

**1. 多重代表訴訟制度(最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え)の新設**

**改正のポイント**

- ① 多重代表訴訟の制度新設。
- ② 原告資格の限定(最終完全親会社等の株主、株式保有要件)。
- ③ 対象となる責任の限定(特定責任)。

(1) 制度新設の趣旨

改正前会社法における株主代表訴訟制度(責任追及等の訴え)は、原則として、株式会社の株主が、その株式を保有している会社の取締役等の責任を追及するための制度として設計されており(旧法 847 条。例外として、株主代表訴訟の係属中に株式交換等の組織再編がなされた場合に訴訟進行の継続を認める同 851 条)、親会社の株主が、子会社の取締役等に対して直接責任追及することは認められていない。したがって、例えば、子会社の取締役の不当な業務執行によって、子会社株式の価値が毀損し、結果的に親会社に損害が生じたような場合においても、あくまで子会社の取締役等に対して責任追及することができるのは子会社やその株主(親会社等)であり、親会社の株主自身が直接子会社の取締役等に対して責任追及することはできない。親会社の株主自身が取り得る手段としては、「親会社」の取締役等に対して、子会社に対する管理・監督責任等(子会社管理体制の不備や、代表訴訟を提起しないこと等)を追及することとなる。

もっとも、従来の株主代表訴訟制度に対しては、子会社の取締役等が子会社に対して責任を負う場合であっても、① 人的関係等から子会社自身、あるいは、子会社の株主たる親会社から子会社の取締役等に対する責任追及がなされないことが多く、また、② 親会社の取締役等について責任を追及することは立証等の点で

等の株式の帳簿価額が、当該株式会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の 5 分の 1 を超える場合における当該完全子会社等)がある場合には、事業報告において、当該特定完全子会社に関する情報を開示しなければならぬ(改正会社法 118 条 4 号)。具体的には、① 特定完全子会社の名称及び住所(同 94 号)、② 当該株式会社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額(同 94 号)、③ 当該株式会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額(同 94 号)を事業報告に記載する必要がある。この開示は、公開会社のみならず非公開会社にも義務づけられる。

**実務のポイント**

各事業年度の末日における特定完全子会社に関する情報が事業報告において開示されることにより、特定責任追及の訴えを検討する最終完全親会社等の株主側としては、提議請求に当たって、重要性基準(5 分の 1 基準)の確認や立証が事実上容易になる。もっとも、事業報告における特定完全子会社に関する情報の開示は、事業年度末日の時点において特定完全子会社に係る重要性基準を満たしていることを示す参考情報にとどまるものであり、実際に特定責任追及の訴えに係る重要性基準を満たすが否かについては、あくまで責任の原因となった事実が生じた日を基準に判断されることは留意する必要がある。

また、各社においては、事業報告における特定完全子会社の開示の要否や内容を確認、検討するため、各事業年度ごとに、子会社株式の帳簿価額を定期的に確認することが必要となる。特に、中間完全子会社を通じて子会社株式を間接保有している場合には、中間完全子会社における当該子会社株式の帳簿価額が変動等により変更されている可能性もあるため、注意を要する。

(4) その他の規律

前記のほか、取締役等の全部の責任を免除するときに必要な同意(会社法

064 第 2 部 改正のポイント

第 1 章 企業統治(ガバナンス)に関連する改正 073

124 | 法学教室 | Aug. 2015 No.419